

十一月三日——執行委員は十一月五日、本人遠慮及び本問題闘争に同じく公傷中に犠牲を云ひ渡された案港少年車掌安田博君を同行の上労働課長に面會する方針に出でた。

十一月五日——三日の決定實行即ち遠慮、安田博君と各本部長は労働課長に面會し、在職中同様の手当を支給すると言明した件に就き日當及び治療費支給を要求せしところ課長は局病院診断に依れば就業加療なるを以て治療費は負擔するも日給は支給せずと強固に答辯した。

茲に於て一同退場、最早交渉は力關係なるを以て、直ちに執行委員に提議、右兩人には極力病院に出席、確實なる診断を求むる様命じ、一方、全職場大衆に本問題の根本的性質即ち、僱年制の暴戾及び公傷中犠牲の不當を徹底せしめ、大衆的抗議運動を捲き起し、敢然起つて一大闘争を決定すべく準備を進める事に決定した。

容疑検束者の規程適用反對闘争

階級闘争の激化は支配階級の前面に展開する一切の社會運動を抑壓せんとして、我自助會各支部からも無数の容疑的検束者を見た。

この問題に對して我自助會本部は九月二十八日執行委員會に於て、かゝる検束者に採用規程を悪用し、犠牲せんとする市電當局に對して絶對反對の方針の下に闘争を開始する事にした。

而して、これは局内各組合と共同戦線を以て闘ふ事の正しさを認識し、直ちに局内共同闘争委員會に依り攻撃を開始する事になつた。これに依つて十一月十日には局内共同闘争委員會を開催し、採用規定第十條第一項第四號の正しき解釋即ち傳染病の隔離交通遮断に依る缺勤と同様の扱方を要求すべく起つた。

十一月三日——執行委員會は更に一步を進めて八・二六事件で本規程を悪用され犠牲された組合員の復職運動を直ちに對市共同闘争委員會を主體に捲き起す事に決定した。

これに依り十一月六日には雇員反對の抗議を共同委員會代表として課長を訪問し嚴重に容疑検束中の解雇には反對である旨抗議した。

が當然である如く局長は我々の要求を一蹴した。

青年部彈壓に對しての救援闘争

我が自助會青年部は其の創立以來當局並に官憲からの極端なる彈壓の中に多くの同志を奪はれながら其の旗を死守して今日迄闘ひ進んで来た。殊に今年春以來の××及×××系の檢束に際しては今里支部の五君を筆頭に各支部に於て多數の犠牲者を出すにいたつたのである。

問題は治安維持法違反に關する事柄であつて、其の説明を許されない、依つて其の釋放方の交渉と救援方法協議の經過を報告するに止めよう。

七月十日——特高訪問今里支部檢束者釋放方交渉、七月十三日同上、九月八日、八・二六事件檢束者の釋放方交渉、九月十六日同上釋放方交渉、當時被檢束者水元、山口、竹内、奥田、百々田、門脇、梅田、永井、池尻、藤井、峯垣。

九月二十一日——島之内署に釋放方交渉、九月二十三日特高訪問して水本、峯垣、藤井、奥田四君に對する釋放方の最後の交渉を行つた。だが遂に釋放されず、こゝに同君等は電氣局をも解雇されるに到つた。

九月二十八日——執行委員會は藤井君外八名を救援する事、但し本部規程を適用せず、各支部代議員會の意向を聴取したる上、金額を決定する事となつた。當時の犠牲者は藤井、松本、楠本、木田、岡本、山口、水本、峰垣、奥田の九君である。

十月一日、特高訪問釋放方の交渉を行ふ。十一月十日同じく特高に藤井、北島兩君の即時釋放方を交渉す、但し釋放されず、遂に兩君等も犠牲されるの止むに立ちいたつた。

此の間春日出の北島君又檢束され、こゝに犠牲者十名となる。

十一月十三日——執行委員會は北島君を加へた十名に對する救援方法の協議を行ひ、各支部大衆の意向により、本部規程の半額を以てする事となり其の最後の決定は來る十一月二十日の中央委員會に於て行ふ事となつた。

十一月二十日——かくて、中央委員會は開催せられ、藤井君外九名の犠牲者に對する救援の件は長時間に亘る討論の結果、本部規程適用による二十四錢案を可決して、中央委員及各本部長は、協力其の方針に向つて努力する事を申合せたのである。